

7. 私立学校審議会の意見を聴かなければならない事項

(1) 学校に関する事項（私立学校法第7条ほか）

事 項	対象となる私立学校
学校の設置・廃止、設置者の変更、閉鎖命令	幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校
収容定員に係る学則（園則）の変更	幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、各種学校
広域の通信制の課程に係る学則の変更	広域の通信制を設置する高等学校
学科、全日制、定時制、通信制の課程の設置・廃止、広域の通信制の課程に係る学則の変更	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）
小学部、中学部、高等部、幼稚部の設置・廃止、高等部における通信教育の開設及び廃止	特別支援学校
高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止、目的の変更	専修学校

※幼保連携型認定こども園の設置・廃止等認可事項については、三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会において審議される。

(2) 学校法人に関する事項

- ア 学校法人が行う収益事業の定め（私立学校法第19条）
- イ 寄附行為の認可（私立学校法第24条）
- ウ 寄附行為の補充（私立学校法第25条）
- エ 解散事由の認可又は認定（私立学校法第109条）
- オ 措置命令（私立学校法第133条）
- カ 役員の解任勧告（私立学校法第133条）
- キ 収益事業の停止命令（私立学校法第134条）
- ク 学校法人の解散命令（私立学校法第135条）
- ケ 組織変更の認可（私立学校法第152条）
- コ 収容定員超過の是正命令（私立学校振興助成法第12条の2）
- サ 予算の変更勧告（私立学校振興助成法第13条）
- シ 役員の解職勧告（私立学校振興助成法第13条）

※幼保連携型認定こども園への移行に際して行う寄附行為の変更については、私立学校審議会の意見を聴く必要がないものとされている私立学校法第108条に規定する寄附行為の変更認可であるため、私立学校審議会への諮問は行わない。

(3) その他

- ア 無認可専修学校、各種学校の教育の停止命令（学校教育法第136条）
- イ 審議会委員の解任（私立学校法第12条）